

平成 30 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社イーエムシステムズ
代表者名 代表取締役会長 國光 浩三
(コード番号 4820 東証 第一部)
問合せ先 執行役員管理本部長 関 めぐみ
(TEL 06-6397-1888)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 19 日開催予定の当社第 35 期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、平成 30 年 3 月 9 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、平成 30 年 6 月 19 日開催予定の当社第 35 期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条に定める目的に追加を行うものであります。
- (3) 今後の事業展開に備え、経営体制の強化を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を 11 名から 12 名へ増加するものであります。
- (4) 語句訂正その他所定の訂正を加えるものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 30 年 6 月 19 日（予定）
定款変更の効力発生日 平成 30 年 6 月 19 日（予定）

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 <条文省略>	第1条 <現行どおり>
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。
(1)～(8) <条文省略>	(1)～(8) <現行どおり>
(9) 医療機関運営に関するコンサルタント業務	(9) 医療機関・ <u>介護施設</u> 運営に関するコンサルタント業務
(10)～(17) <条文省略>	(10)～(17) <現行どおり>
(18) 医療 <u>施設</u> の開設支援、保守、管理、運営	(18) 医療機関等・ <u>介護施設</u> の開設支援、保守、管理、運営
(19)～(29) <条文省略>	(19)～(29) <現行どおり>
第3条 <条文省略>	第3条 <現行どおり>
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	<削 除>
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>
第5条～第17条 <条文省略>	第5条～第17条 <現行どおり>
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員 数)	(員 数)
第18条 当社の取締役は、 <u>11</u> 名以内とする。	第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、 <u>12</u> 名以内とする。
<新 設>	<u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第19条 取締役は、株主総会において選任する。	第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>

現行定款	変更案
2～3 <条文省略>	2～3 <現行どおり>
(任 期)	(任 期)
第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条 取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
<新 設>	2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
<新 設>	3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
第21条～第22条 <条文省略>	第21条～第22条 <現行どおり>
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2 取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	2 取締役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
<新 設>	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>
第24条～第25条 <条文省略>	第24条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
(取締役の報酬等)	(取締役の報酬等)
第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定め</u>

現行定款	変更案
<p>第 27 条 < 条文省略 ></p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員 数)</u></p> <p><u>第 28 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任 期)</u></p> <p><u>第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 31 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>る。</p> <p>第 28 条 < 現行どおり ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p>

現行定款	変更案
<u>(監査役会規則)</u>	< 削 除 >
第 34 条 <u>監査役会に関する規則は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	
<u>(報酬等)</u>	< 削 除 >
第 35 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	
<u>(監査役の責任免除)</u>	< 削 除 >
第 36 条 <u>当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内において、その責任を免除することができる。</u> 2 <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>	
< 新 設 >	<u>第 5 章 監査等委員会</u>
< 新 設 >	
< 新 設 >	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
< 新 設 >	第 29 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
< 新 設 >	2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
< 新 設 >	
< 新 設 >	<u>(監査等委員会の決議方法)</u>
< 新 設 >	第 30 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>
< 新 設 >	
< 新 設 >	<u>(監査等委員会規則)</u>
< 新 設 >	第 31 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>37</u>条～第<u>39</u>条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>40</u>条～第<u>43</u>条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>32</u>条～第<u>34</u>条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>35</u>条～第<u>38</u>条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の第35期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内において、その責任を免除することができる。</u></p>